

高松市65歳以上の高齢者へのPCR検査費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する観点から、本市が行う、行政検査以外の検査事業であって高齢者が本人の希望により行うものに対する助成の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる検査)

第2条 この要綱による助成の対象となる検査（以下「検査」という。）は、PCR検査「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」とする。

(助成の対象者、助成回数、検査に係る費用の額及び助成金の額)

第3条 検査について助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）、助成回数、検査に係る費用の額及び助成金の額は、別表に定めるところによる。

ただし、対象者は、別表の対象者の欄に定める者であって、当該検査の受検日において市内に住民登録しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施医療機関は必要があるときは、検査に係る費用の額を別表に定める額を超える額とすることができる。

(検査の実施方法)

第4条 検査は、その実施を医療機関（以下「実施医療機関」という。）に委託し、行うものとし、委託料の額は助成金の額と同額とする。

(事業実施の条件)

第5条 感染の拡大により検査体制がひっ迫する等のやむを得ない理由がある場合には、本事業を実施しないことができる。

(助成の方法)

第6条 助成は、検査を受けた者が、当該検査を受けた実施医療機関において、それぞれ別表に定める検査に係る費用の額から助成金の額を差し引いた額を実施医療機関に支払う方法により行うものとする。

(委託料の請求)

第7条 実施医療機関が、市長に対し、所定の請求書により、市長の定める期限までに請求するものとする。

(委託料の支払)

第8条 市長は、前条の請求が適法なものであると認めるときは、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に実施医療機関に対し当該委託料を支払うものとする。

(検査実施報告書の提出)

第9条 実施医療機関は、検査を実施した際は、各月における検査の実施状況に関し、検査実施報告書(様式第1号)を、翌月10日(3月の検査の実施状況については同月31日)までに、市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた者があるとき、又は支給後に過払いのあることを確認したときは、支給をした助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

検査の種類	対象者	助成回数	検査に係る費用の額	助成金の額
PCR検査	受検日において65歳以上の者であって、新型コロナウイルス感染症の感染を疑う症状がなく、本事業による検査（行政検査及び保険適用検査を除く。）の受検を希望する者	制限しない	20,000円	17,000円

年 月 日

（宛先）高松市長

（受託者）

所在地

名称

代表者氏名

印

検査実施報告書

高松市65歳以上の高齢者へのPCR検査費用助成事業について、検査の実施状況を下記により報告します。

記

1 事業名 高松市65歳以上の高齢者へのPCR検査費用助成事業

2 委託場所（検査実施医療機関名） _____

3 該当月 令和____年____月実施分

4 検査結果

性別	陽性件数	陰性件数	合計
男			
女			
計			

5 請求金額及び内訳

請求金額 金 _____ 円 (税込み)

検査件数	単価 (税込み)	請求額 (検査件数×単価)
件	17,000円	円

6 添付書類

- ・検査申込書 (写)
- ・検査資格等確認書兼同意書
- ・受検者の本人確認書類 (写)